

## 第4回労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議 議事要旨

---

### (開催要領)

1. 開催日時：令和6年12月23日（月）15:30～16:05
2. 場 所：首相官邸2階小ホール
3. 出席者：

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 橘 慶一郎 | 内閣官房副長官（衆）                |
| 矢田 稚子 | 内閣総理大臣補佐官（賃金・雇用担当）        |
| 河西 康之 | 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理     |
| 坂本 里和 | 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長      |
| 馬場 健  | 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長      |
| 向井 康二 | 公正取引委員会事務総局官房審議官（取引適正化担当） |
| 山下 隆一 | 中小企業庁長官                   |
| 檜垣 重臣 | 警察庁生活安全局長                 |
| 伊藤 豊  | 金融庁監督局長                   |
| 阿部 知明 | 総務省自治行政局長                 |
| 豊嶋 基暢 | 総務省情報流通行政局長               |
| 玉田 康人 | 総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）      |
| 小宮 敦史 | 国税庁次長                     |
| 河野 恭子 | 厚生労働省政策立案総括審議官            |
| 小林 大樹 | 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長       |
| 藤木 俊光 | 経済産業省経済産業政策局長             |
| 伊吹 英明 | 経済産業省製造産業局長               |
| 野原 諭  | 経済産業省商務情報政策局長             |
| 南 亮   | 経済産業省商務・サービス審議官           |
| 塩見 英之 | 国土交通省総合政策局長               |
| 平田 研  | 国土交通省不動産・建設経済局長           |
| 木村 大  | 国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車）      |
| 小田原雄一 | 環境省大臣官房審議官                |

### (議事次第)

1. 開 会
2. 議 事  
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底について
3. 閉 会

### (資料)

- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 資料1  | 労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議について            |
| 資料2  | 前回会議（6月27日）における内閣官房副長官の指示事項に対する対応状況  |
| 資料3  | 「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について（概要） |
| 資料4  | 価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果について（概要） |
| 参考資料 | 価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果         |
-

#### ○河西事務局長代理

ただ今から、第4回「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」を開催する。

6月27日に開催した前回の会議では、内閣官房副長官より、各業所管局長に対して

- ①自主行動計画の周知徹底とフォローアップを実施すること
  - ②指針の遵守状況について実態調査とその結果を踏まえた改善措置を年末までに完了すること
- 等について御指示があった。

この御指示に基づき、先月22日に閣議決定した総合経済対策において、「労務費転嫁指針に基づく取組を徹底するため、2024年末までに、所管省庁において、業界団体と連携し、指針の遵守状況についての実態調査及びその結果に基づく改善措置を完了させる」と記載されている。これを踏まえ、本日、各業種における進捗状況を報告いただき、更なる徹底を図るため、この会議を開催するもの。

それではまず、特に対応が必要な22業種の所管部局から進捗状況について、御報告いただく。

#### ○警察庁 檜垣生活安全局長

全国警備業協会が警備業者に対して実施したフォローアップ調査の結果を踏まえ、8月に自主行動計画を改定しておりますが、警察庁も指針の反映状況等について、中小企業庁へ意見照会を行うなど、改定作業に協力している。

また、本年9月、警備業について明記された骨太の方針の趣旨及び改定された自主行動計画について、関係省庁を通じて、地方公共機関、地方公共団体等への周知を実施した。

更に、フォローアップ調査結果を踏まえ、同協会が警備業者の交渉担当者が効果的に発注者側との価格交渉が実施できるよう、本年11月、「警備料金の基礎知識」という資料を作成し公表している。

引き続き、警察庁は全国警備業協会と連携しながら、警備業における、労務費の適切な転嫁に資する取組を進めていく。

#### ○総務省 阿部自治行政局長

本年5月に取りまとめた、労務費の適切な転嫁に向けた取組状況調査では、2割弱の団体が取組を行っていない状況が明らかになったことから、取組が未実施の団体においては速やかに取組を行っていただくよう依頼している。

これを踏まえ、9月に、取組が未実施の団体を対象として、改めて、取組状況を調査したところ、97.3%の団体で、労務費の適切な転嫁に向けた取組を実施している結果となった。

本調査結果の地方公共団体へのフィードバックに併せ、今週中に、改めて、労務費の適切な転嫁に向けた一層の取組を依頼する予定。

また、先週12月20日に、内閣府と連携し、地方が公共調達を行う際に、補正予算に計上された重点支援地方交付金を活用して、物価高騰に対応する価格分を上乗せすることで、労務費を含めた価格転嫁の円滑化に対応することが可能である旨を周知するとともに、本交付金を活用しながら、労務費等の適切な価格転嫁を依頼した。

この他、先月閣議決定された総合経済対策を踏まえ、地方公共団体に対し、契約内容の適正な履行の確保及び労務費や原材料費等の適切な価格転嫁の観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用についても依頼した。

これらの制度については、現在、その活用状況について調査を実施しており、結果の取りまとめ・分析を行っている。調査結果を踏まえ、必要な助言等を行っていききたい。

今後も、様々な機会を捉えて、地方公共団体に対して働きかけを行うなど、労務費の適切な転嫁に向けた取組を推進していききたい。

#### ○総務省 玉田大臣官房総括審議官（情報通信担当）

インターネット付随サービス業について、関係する4団体における自主行動計画の策定と並行して、指針の対応状況に関する実態調査を3月から6月にかけて実施した。

調査の結果、発注者側からの定期的な協議など、約7割が対応できていると回答した一方で、交渉記録の作成・保管を実施している旨の回答は約4割に留まる結果となった。

また、コスト増加分の反映程度等の設問からなる自主行動計画フォローアップ調査を、9月から11月にかけて実施した。

調査の結果、コスト全般の変動への価格反映など、指針に沿った対応が進められていることを確認できた一方で、交渉記録の作成・保管など、取組が不十分な点も確認された。

調査結果を踏まえ、特に対応が不十分である事項については、指針及び自主行動計画に沿った対応を徹底するよう、12月20日付で各団体に対し、要請文書を発出し、更なる対応を求めている。

#### ○厚生労働省 河野大臣官房政策立案総括審議官

ビルメンテナンス業については、全国ビルメンテナンス協会において、本年6月に自主行動計画を策定の上、説明会を計8回実施し、全国の事業者への周知を図っている。

また、厚生労働省から各省庁、地方公共団体等に対し、自主行動計画の周知とともに、最低賃金の改定に伴う契約変更の適切な実施を依頼する通知を発出した。

さらに、協会において実態調査を実施しており、12月11日時点で、約6割の事業者が価格交渉を行い、そのうち、約8割で成果があったという回答が得られている。

調査結果を踏まえ、順次、十分な成果が得られなかった交渉事例についてヒアリングを行い、課題を明らかにする他、価格交渉を行っていない事業者に対し、好事例を重点的に周知し、積極的に価格交渉を行うよう要請していく。

引き続き、労務費の適切な価格転嫁が進むよう、協会と連携して必要な対応に取り組む。

#### ○経済産業省 伊吹製造産業局長

これまで、業界団体の理事会等を活用して、指針の周知徹底を行ってきた。各業界団体への要請によって、業界の自主行動計画には指針の内容の反映が完了している。

また、労務費の転嫁状況について中小企業庁と連携して調査を実施した。

代表的な自動車製造業についてみると、労務費増加分の価格への反映状況は改善している。自動車メーカーのところは93%から100%に、部品工業会のところは、61%から87%に上昇している。一方で、改善に遅れがみられるところとして、定期的な価格転嫁に関する協議の設定、自工会は全て対応が93%、概ね対応が7%であるが、部品工業会の方は全て対応が29%、概ね対応が43%。それか

ら、交渉記録の保管も不十分で、特に部品メーカーの方は全て対応が37%、概ね対応が35%と、改善していかなければならない状況と認識。

今後の取組について、各団体において、取引先に対して協議を呼びかける文書の送付、文書送付後のフォロー、交渉記録の一元管理の徹底と、アンケート結果からすると、こういうところをしっかりとやらないといけないと認識しており、改善策を講じていただくのと、傘下の企業によく周知をしてもらうということが必要と考えている。

12月や1月は業界の会合が多くある中で、自工会、部品工業会で社長・役員クラスで構成する各種会合に担当課長が出席し、改善策の実行と継続的なフォローの実施を要請している。

取組の紹介として、自動車のようにティアが深い業界で取引適正化を浸透させていくのは難しい課題であるところ、地域に着目した取組として、自動車の工場があり、サプライヤーもたくさんいる地域で、自工会、部品工業会、それから経済産業局で連携して、それぞれの地域の商工会議所等にも協力をいただきながら説明会を開催し、ティアを超えて周知に取り組んでいる事例がある。

その他の業界においても、同様に調査結果を踏まえて業界団体の社長・役員クラスが出席する各会合において働きかけをしていく。年末年始の会合において、私自身も含めて、しっかり自主行動計画の実行を訴えていく。

#### ○経済産業省 野原商務情報政策局長

情報サービス業については、業界団体である情報サービス産業協会を通じて指針の周知徹底を図り、同協会による自主行動計画への反映も確認した。

労務費の転嫁状況については、中小企業庁とも連携しつつ、本年11月に、自主行動計画に基づくフォローアップ調査を活用して確認している。

発注者側に対する調査の結果、価格転嫁に対する意識は改善しているが一方で、仕入先との定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定、価格交渉記録の保管、労務費の変動の価格への反映については、対応がいまだ不十分である。

さらに、受注者側に対する調査の結果、労務費上昇分の価格転嫁に関する発注者側の考え方の提示や、労務費の変動の価格への反映等において、発注者側の認識と受注者側の認識に乖離が生じている実態が判明した。

こうした結果を踏まえ、改善措置として、12月11日の情報サービス産業協会の会員各社の役員クラスが集まる会合、及び12月17日の正副会長会議において、事務局から、自主行動計画の調査結果について報告し、あわせて労務費の価格転嫁に向けた更なる徹底のために、特に課題となっている、仕入先との定期的な価格転嫁に関する協議の場を設定するよう呼びかけたことを確認した。

また、商務情報政策局としても、来年1月の同協会の理事会に担当管理職が出席し、改善に向けての実行と継続的なフォローアップを着実に実施するよう要請する。また、私自身も、業界との会合に参加する際には、同様の要請をしてまいりたい。

引き続き、業界団体と連携し、更なる労務費転嫁に向けて、取組を推進していく。

#### ○経済産業省 南商務・サービス審議官

印刷・同関連業、映像・音声・文字情報制作業、広告業の3業種について、従前から重点業種に対

する業界向けの説明会、業界団体から傘下企業への周知徹底、自主行動計画への反映の要請を実施している。

自主行動計画への反映について、印刷業・同関連業は、価格転嫁の状況の把握において、本年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査を実施済みであり、労務費の転嫁状況をフォローしている。この調査結果を受け、既に日本印刷産業連合会の理事会では周知済みであり、他の団体においても、年内にしっかり措置を終了する見込み。

映像・音声・文字情報制作業について、フォローアップ調査を実施し、労務費の転嫁状況をフォローしている。この調査の結果を踏まえつつ、各団体から会員企業に措置の要請を行い、フォローアップ調査を年内に完了する予定。また、本業種にはテコ入れが必要であると思っており、担当管理職などからしっかり直接業界団体の理事会において協力を要請した。

広告業について、本年11月にフォローアップ調査を実施済みであり、労務費の転嫁状況をフォローしている。この調査の結果を踏まえ、傘下企業への労務費の適切な遵守について、措置を行っている。例えば、広告業協会の定期理事会で価格交渉をより推進するように周知しているなど、今後更なる改善に向けて、重点課題の改善状況について継続的にフォローを実施していく。

私としても、業界との会合に参加する際には自主行動計画の実行を訴え、引き続き、業界団体や関係省庁と連携しつつ、労務費の適切な転嫁が進むよう取組を進めていく。

#### ○総務省 豊嶋情報流通行政局長

放送コンテンツの製作取引については、指針の内容を反映した取引に関する「ガイドライン」の改訂を本年10月に行い、それを公表するとともに、放送事業者と番組製作会社に対して、その遵守を要請する文書を11月に発出した。

また、価格転嫁の状況把握については、既に自主行動計画を策定している放送コンテンツ適正取引推進協議会が11月に実態調査を実施した。

その結果の概要は、発注側の約75%が労務費の価格転嫁に係る定期的な協議の場の設定について、「概ね」または「全てに対応」できていると回答があった。

他方、受注側においては、約83%が「発注者が協議に応じた」と回答があったが、労務費の変動を価格に「概ね反映」または「すべて反映」されたと回答した受注側事業者は約28%に留まっているという現状がある。

この状況を踏まえ、指針及び自主行動計画に沿った対応を徹底するよう、協議会を通じて各会員事業者に対してあらためて周知を要請した。

また、今後の対応として、令和6年度補正予算を活用し、価格交渉の役に立つ資料あるいはツールを作成し、これを発注者側・受注者側双方に浸透させる事業に着手することを考えている。

#### ○国土交通省 平田不動産・建設経済局長

総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業について、業界団体に対し、自主行動計画のフォローアップ調査を実施することを要請し、この調査結果により労務費の転嫁状況を把握した。

調査結果の概要としては、業種ごとに若干のばらつきはあるものの、発注者として、約6割から

8割の企業が12の行動指針に沿った協議を行うことができおり、約7割から8割の企業が労務費の上昇分を「反映した」との結果となった。受注者としても、協議を必要とした企業の約8割で協議を行うことができているとの結果となった。

調査結果を踏まえた進捗評価と課題については、各業種ともに、12の行動指針に沿って協議・交渉できている企業が多く、各業界団体の自主行動計画も踏まえ、概ね適切に対応いただいていると認識しているが、依然として、発注者として、受注者と協議を実施しなかった企業や、価格に反映をしなかった企業、受注者として、発注者に協議を申し入れることができなかった企業も見受けられた。

課題に対応するための改善策とその実施スケジュールについて、総合工事業の関係では、本年6月の建設業法等の改正により、労働者の処遇改善・資材高騰分の転嫁対策を強化する措置を行ったところであり、今月からその一部が施行されるため、その改正内容や12の行動指針について、年内に説明会を開催し、受注者、発注者それぞれに対して、広く周知していく。

不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業については、改めて各業界団体の自主行動計画を徹底し、12の行動指針に沿った対応を講じることについて意識向上が図られるよう、年内に業界団体を通じて通知する。

引き続き、業界団体と連携し、労務費の適切な転嫁が進むよう、対応していく。

#### ○国土交通省 木村大臣官房審議官（物流・自動車）

道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、自動車整備業について、前回会議での御指摘を踏まえ、所管の業界団体に対して、指針及び自主行動計画を会員企業へ周知徹底すること、またその計画の実施状況について、フォローアップ調査を実施することを要請している。

フォローアップ調査の結果、指針に沿って協議や交渉ができている事業者が多く、各業界を通じて一定程度適切に対応いただいている一方で、労務費転嫁率の低い事業者が一定程度存在することが課題である。

本調査結果を踏まえた改善策として、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業については、まず、業界団体を通じて、トラック運送事業者における価格転嫁に向けた価格交渉をサポートする運賃交渉相談会を年内に開催している。また、今年3月に引き上げた標準的運賃の周知・徹底を図っており、その改正物流法の来年4月からの着実な施行に向けて準備を着実に進めている。また、ドライバーの賃上げの原資となる適正運賃を収受という環境構築を進めていく。加えて、物流全体の適正化を図る観点から、本年11月に体制を拡充したトラック・物流Gメンによる情報収集や是正指導の強化等を進めていく。

最後に自動車整備業について、本年12月に業界団体が主催する講習会や整備体験イベントの場で価格転嫁問題の再周知を実施し、今後の取組として、好事例について調査を行い、転嫁を実現している事業者が得た知見について、全事業者に展開していくこと等を通じて更なる啓発を図っていく。

引き続き、実態把握や指針の周知を進めるとともに、関係省庁や業界団体等と連携し、労務費の転嫁が適切に行われるよう、必要な対応を進めていく。

#### ○河西事務局長代理

続いて、公正取引委員会官房審議官より御報告をお願いします。

#### ○公正取引委員会 向井公正取引委員会官房審議官

公正取引委員会は、令和4年、令和5年、令和6年と、価格転嫁の円滑化に関して、調査を実施している。本年度の調査は、指針の実施状況についてのフォローアップとして、本年5月末から11万を超える事業者に対して調査を行った。

指針の認知状況について調査をしたが、全体として指針を知っていた者は48.8%ということで、周知の活動は道半ばである。指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向にあったことから、指針の周知が極めて重要と考えている。

関係省庁においては、本調査への協力依頼を関係団体等に周知するなどして指針の浸透に御協力いただいたが、引き続き、本調査の結果及び指針について、所管業界に対して更なる周知徹底に努めていただくよう、よろしくお願いしたい。

また、今般、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の在り方等について議論する有識者検討会である企業取引研究会を開催しており、近いうちに報告書として取りまとめることとしている。報告書の結果を踏まえ、下請法については、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、そして荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加、下請法の適用基準として従業員数の基準の追加をする等の下請法改正を検討し、早期に国会に提出することを目指して作業をしているところである。

#### ○河西事務局長代理

中小企業庁長官より御報告をお願いします。

#### ○中小企業庁 山下長官

9月の価格交渉促進月間の結果について、価格交渉について、発注企業からの申し入れで交渉が行われた割合は全体の約3割と、半年前から約2ポイント、1年前から約7ポイント増加。また、交渉が行われた企業の7割は労務費についても交渉が行われるなど、価格交渉しやすい雰囲気は醸成されつつある。

価格転嫁については、コスト全体の転嫁率は49.7%、労務費の転嫁率は前回から約4.7ポイント増加。他方、「全く転嫁できなかった」企業も約2割残るなど、二極化が明らかになっている。トラック運送、広告、放送コンテンツなど、コストに占める労務費の割合が高い業種は引き続き厳しい状況にある。

今回の調査では、サプライチェーンの中で取引段階が深いほど、価格転嫁率が低い傾向が確認された。「発注者が、直接の取引先の、更にその先まで意識して、取引価格を決定する」という、指針に示された考え方の浸透が必要である。先ほど、自動車業界の取組について言及があったが、2段階・3段階先の取引先に対する情報発信のほか、「仕入れ価格に労務費等のコスト増加分を上乗せする」という取引方針を広く表明している企業もある。サプライチェーンの頂点企業が、率先してこのような取組をするよう、事業所管省庁から指導いただくことは大変有効と考えている。

今後実施する、評価が芳しくない発注事業者に対する、大臣名での指導・助言を含め、引き続き御協力をお願いしたい。

○河西事務局長代理

矢田内閣総理大臣補佐官から御発言をいただく。

○矢田内閣総理大臣補佐官

各業界において労務費転嫁指針が遵守されるよう、各省庁において、取組を積み上げていただいていることにまずもって感謝を申し上げる。

本日の報告にもあったとおり、価格転嫁は進展している一方で、それぞれの業種で課題も残っており、フォローアップの調査でも、回答すらされていない方たちをどうするのかということも含めて、まだまだ十分とは言えない状況にある。

特に、中小・小規模企業が多いサプライチェーンの深い層への対応が重要であり、一次・二次と段階が進むほど労務費の価格転嫁率は低くなっており、十分進んでいない現状が見受けられる。

また、労務費転嫁交渉指針の認知度が48.8%と半分以下である。指針を知っていると価格交渉が進むということにもなっているので、改めて周知の徹底を図っていただきたい。

労務費の価格転嫁が徹底されることで、中小企業にも賃上げの流れがしっかりと行き届く。物価上昇を上回る賃上げを定着させるためには、ここを突破しなければ、中小企業に賃上げの原資は回らない。労務費転嫁の徹底、改めて皆様と一緒に進めていきたいので、今後ともよろしくお願いする。

○河西事務局長代理

それでは、橋内閣官房副長官より、本日の会議の取りまとめと今後に向けた御指示をいただく。

○橋内閣官房副長官

本日は、第4回目の「労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議」を開催した。

名目GDPは600兆円を超え、33年ぶりの高い賃上げ率を実現する等、現在、我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点に立っていると認識している。

こうした成長型経済への移行を確実なものとし、生活が豊かになったことを一人一人の国民の皆様に実感していただけるよう、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現しなければならない。そのためには、雇用の7割を担う中小企業が賃上げの原資を確保することが最重要であり、そのためには労務費を始めとした価格転嫁の徹底が不可欠である。

今般閣議決定した「総合経済対策」においても、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を各業界に徹底させるため、2024年末までに、所管省庁において、業界団体と連携し、指針の遵守状況についての実態調査とその結果に基づく改善措置を完了させることとしているところである。

本日は、指針の徹底に向けた取組状況について、各業所管省庁から御報告をいただいた。公正取

引委員会と中小企業庁の調査の結果、特にサプライチェーンの深い層で転嫁率が低くなっており、サプライチェーン全体に指針の趣旨を徹底させていくことが課題であることが明らかになった。

こうした結果も踏まえ、指針の更なる徹底に向けて、7点のことをお願いする。

- ①各業所管省庁において、来年6月までに、各業種で講じた改善措置が指針の遵守徹底につながっているかについて、しっかりとフォローアップをお願いする。その際、サプライチェーンの深い層に、指針の内容が浸透し、労務費転嫁がなされているかを重点的に確認いただくようお願いする。
- ②また、指針に示された「サプライチェーン全体での適切な価格転嫁」を遵守するために、経済産業省製造産業局長から紹介のあった事例に倣い、直接の取引先だけでなく、その先の2次請け以降の転嫁分も乗せて支払い、サプライチェーンの先まで転嫁が及んでいるか確認をする取組を各業界においても実践いただけるよう、周知・要請をお願いする。
- ③特に、トラック運送、広告、放送コンテンツ、あるいは金融・保険や農業・林業を始めとして、中小企業庁の調査結果において、労務費転嫁の状況が芳しくなかった業種については、こうした調査結果も示しつつ、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導をお願いする。
- ④地方の中小・小規模企業において賃上げ原資の確保ができるよう、市町村の官公需においても、労務費転嫁にしっかりと対応いただき、実際に労務費転嫁につなげていくことが重要。総務省において、最低制限価格制度等の運用実態の調査を踏まえた積極的な運用改善など、市町村の官公需において、実際に労務費が適切に転嫁されるという結果が現れるよう、全力での取組をお願いする。
- ⑤公正取引委員会から報告のあったとおり、下請代金法の見直しにあたり、各事業所管省庁の主務大臣に指導・助言に関する権限を付与することが検討されている。各事業所管省庁は公正取引委員会や中小企業庁と連携し、下請法に基づく検査や、問題事例に対して指導・助言を含む適切な対応が行えるよう、執行体制の整備をお願いする。
- ⑥中小企業庁は、年明けに価格転嫁の状況に関する「企業リスト」を公表した際は、早期に、そのうち問題のある発注企業の経営トップに対し、事業所管大臣から指導を実施させるようお願いする。
- ⑦来年3月の中小企業庁の価格交渉促進月間に向け、各業所管省庁は中小企業庁と連携をし、周知広報の協力など、積極的な対応をお願いする。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行するチャンスを、来年の春も、しっかりとつかみ取れるよう、指針の徹底に向け、本日御出席の所管省庁の皆様方の最大限の努力をお願いする。

次回の連絡会議は、各省庁における取組状況を踏まえて来年6月を目途に開催し、進捗を報告いただきたい。ここまでに成果が表れてくるように、着実な対応を引き続きお願いする。